

平成 21 年度予算編成方針について

内閣府が公表した 8 月の月例経済報告によると、政府の景気認識を示す基調判断は、前月までの「景気回復は足踏み状態にあるが、このところ一部に弱い動きがみられる」から「景気は、このところ弱含んでいる」との表現に下方修正された。

また、東京都においては、「景気の減速傾向が加速する中、今年度の都税収入は、法人二税が前年度を下回る可能性が高まっており」、「平成 21 年度の都財政は、6 年ぶりに大幅な収入の減少を覚悟せざるを得ない状況にある」としている。

一方、区財政は、平成 12 年度予算編成以来、効率的な財政運営を押し進めてきたことなどにより、実質単年度収支を良好な状態に維持するとともに、蓄えとしての基金は、平成 19 年度末現在高において 12 年ぶりに 400 億円台に回復するまでになった。

しかしながら、2 年連続で増加していた特別区民税は、平成 19 年度決算では減収に転じるとともに、都区財政調整交付金は、景気の影響を受けやすく、原資となる法人住民税は予断を許さないことから、今後の歳入見通しは非常に不透明な状況にある。

こうした中、区政においては、高齢者施策や子育て支援施策をはじめ、次代を担う子どもたちの教育環境の整備・向上のための施策、地球温暖化対策に関する取組など、直面する課題に着実に対応することはもとより、今後の社会保障経費の更なる増加や、総合体育館、福祉センター、教育センターなどの大型区有施設の建替えに加え、区立小・中学校の整備など、大きな財源を必要とする事業が控えており、これらの施策を着実に推進していくためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持することが不可欠である。

このため、引き続き、行財政改革の歩を進め、個々の業務について不断に見直すとともに、「納税者」の視点を大切にした行財政運営を行い、区民満足度を高めていくよう努めなければならない。

よって、平成 21 年度予算は、長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 重点施策

平成 21 年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開し、文京区基本構想の着実な実現を目

指していく。

F I R S T - O N E (他の自治体では実施していないもの)の施策
地球温暖化対策の強化につながる施策
子育て支援施策に関するもの
高齢者施策に関するもの
基本構想実施計画における 9 つの重点課題への取組みに関するもの

(2) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

(3) 行財政改革への確実な取組

現在策定中の第 3 次行財政改革推進計画については、可能な限り平成 21 年度予算に反映させること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本の見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積ること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定すること。

イ 既存事業については、引き続き施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去 3 か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化など、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

また、奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画、建設から維持管理に至るまでの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、コストの縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても同様とし、一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

エ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

- (1) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直し等を徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

- (2) 退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員及び再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再任用職員及び再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

- (3) 組織及び職員定数の見直しについては、上記 2 項目に加え、現在策定中の第 3 次行財政改革推進計画の方針に基づき、取り組むこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的、自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費（義務的経費・政策的経費）以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 職員給与費及び財政課が指定する職員給与費に準じるもの 法令や条例に基づく扶助費 特別会計繰出金（財政課が指定するもの） 分担金負担金（財政課が指定するもの） 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 事業の立上げ及び再構築により事業規模等が安定していない事業費（財政課が指定するもの） 一定規模以上の施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費 電算システム開発及び情報政策課所管の電算システムの維持管理費 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 備品購入費（一件 100 万円以上の物品及び車両） 債務負担行為に係る事業費 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 積立金 予備費 臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費（財政課が指定するもの）